

J A M 政策NEWS

2020年3月10日 第2020-06号

【発行】J A M

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp

※アドレスが変わりました。

新型コロナウイルス（COVID-19）関連助成金

特別休暇実施やテレワークを導入すると申請可能に

厚生労働省は、新型コロナウイルス（COVID-19）関連の助成金の創設等を行っています。

小学校休業等対応助成金が新たに設置され、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備の取り組み中小企業事業主への支援のため、「時間外労働等改善助成金」に2つの特例コースが時限的に設けられています。

1. 小学校休業等対応助成金 ※厚労省HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10059.html

注) この助成金についての具体的な申請日、申請先等は、現在検討中で、決まり次第、改めて公表されるようです。

(1) 対象事業主

以下①②に該当する子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、**有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主**。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

(2) 助成内容：2020年2月27日から3月31日において、

- ・有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

※助成の上限額：1日1人当たり8,330円（大企業、中小企業ともに同様）

2. 時間外労働等改善助成金 ※厚労省HP: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10037.html

	(1) 新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース	(2) 職場意識改善特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する事業主 ※試行的に導入している事業主も対象になります	新型コロナウイルス感染症対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事業主
助成対象の 取り組み	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の導入・更新 等
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取り組みを行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上 いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
助成の対象 となる事業 の実施期間	2020（令和2）年2月17日～5月31日 〔 計画の事後提出が可能。2月17日以降の取り組みで交付決定より 前のものも助成対象となります。 〕	
支給額	補助率：1/2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3/4 ※事業規模30人以上かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 上限額：50万円

★別添のリーフレットもご参照ください。各リーフレットや助成金の申請等の詳細については、厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご利用ください。